金山町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （2年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考） 30年度の人件費率
元年度	人 5,406	千円 4,249,540	千円 311,121	千円 595,190	% 14.0	% 12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 66	千円 240,196	千円 37,013	千円 104,969	千円 382,178	千円 5,791	千円 5,561

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、３１年４月１日現在の人数である。
　　３　令和元年度は、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））はおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況

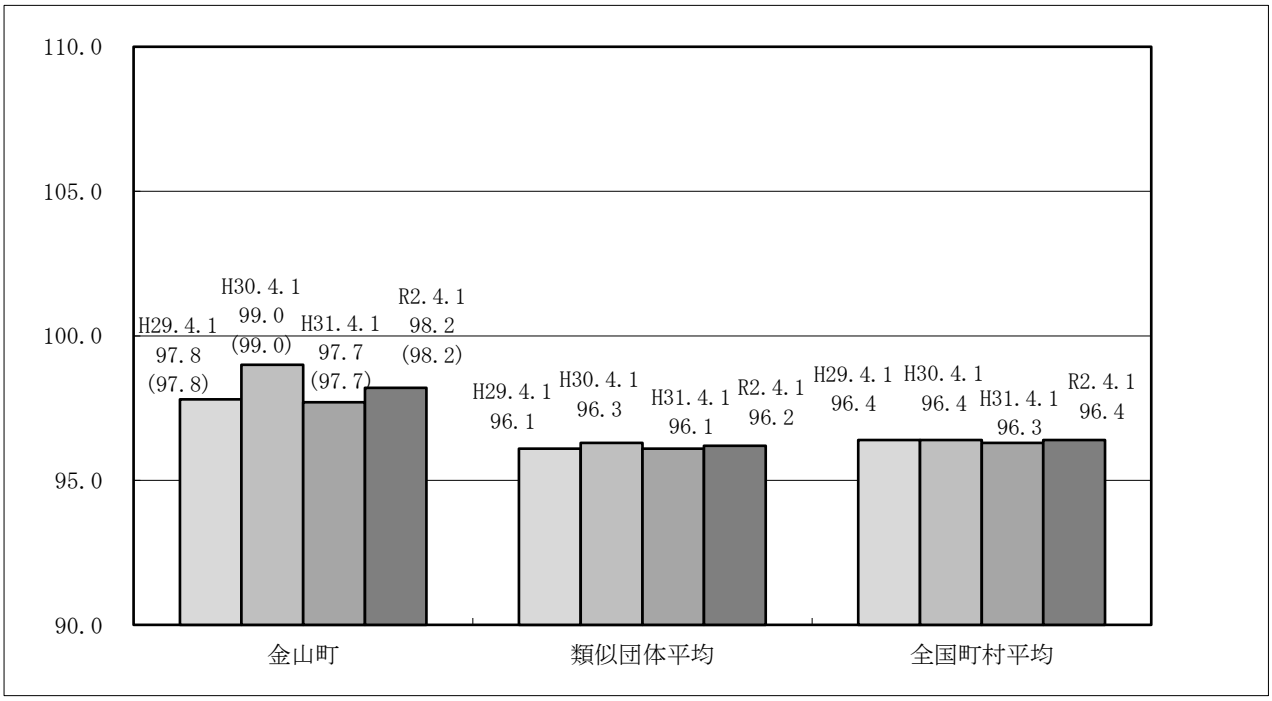

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
　　（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
　　３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　２年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		国の改定率
２年度	円 －	円 －	－ 円 (－ %)	% －	% －	% －

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		国の年間支給月数
２年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施　 未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）　平成２７年４月１日
（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準では支給が無く、金山町においても支給無し

(6) 特記事項

① 平成 14 年 4 月 1 日から町長、副町長、教育長の給料月額を減額（R2 年 4 月 1 日現在、町長 30%、副町長 10%、教育長 7%を減額）
② 平成 19 年度から 21 年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間 0.5 か月分減額

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ﾍﾞｰｽ)
金山町	38.3歳	295,500円	333,759円	314,877円
山形県	43.9歳	337,400円	421,200円	365,000円
国	43.2歳	327,564円	―	408,868円
類似団体	41.3歳	303,212円	348,216円	327,886円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ﾍﾞｰｽ)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
金山町	※	2人	※	※	※	－	－	－	－
うち運転手	※	2人	※	※	※	自動車運転手	58.2歳	186,000円	－
山形県	51.6歳	481人	335,600円	376,100円	353,800円	－	－	－	－
国	50.9歳	2,319人	287,283円	－	328,862円	－	－	－	－
類似団体	50.6歳	4人	284,390円	304,021円	295,783円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民　間 (D)	C／D
金山町	※	－	－
うち運転手	※	2,425.2千円	－

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和２年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成29～31年の３ヵ年平均）

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。(公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。)

5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

6 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が１ 人又は２人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク（※）としている。数値のない欄については、ハイフン（－）としている。

(2) 職員の初任給の状況（２年４月１日現在）

区　分		金山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	185,100円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,500円	147,700円	－
	中学卒	145,000円	136,100円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,200円	352,600円	398,900円	403,800円
	高校卒	229,500円	300,600円	357,200円	360,100円
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（２年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事・技師 主事補・技師補	１７人	２６．６％	146,100円	247,600円
２　級	主事・技師	５人	７．８％	195,500円	304,200円
３　級	主任・主任技師	１４人	２１．９％	231,500円	350,000円
４　級	係長	１０人	１５．６％	264,200円	381,000円
５　級	補佐	８人	１２．５％	289,700円	393,000円
６　級	課長	１０人	１５．６％	319,200円	410,200円

（注）１　金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

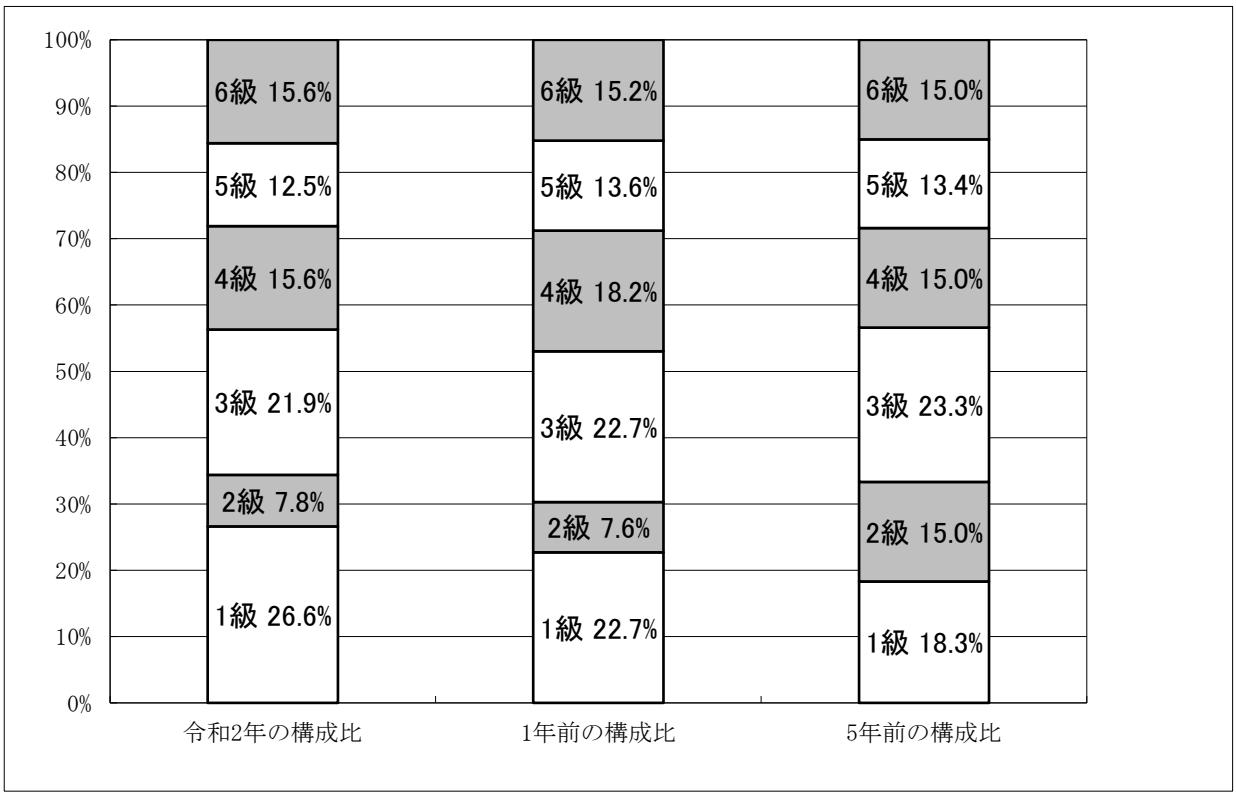

（注）　平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（２年４月１日現在）

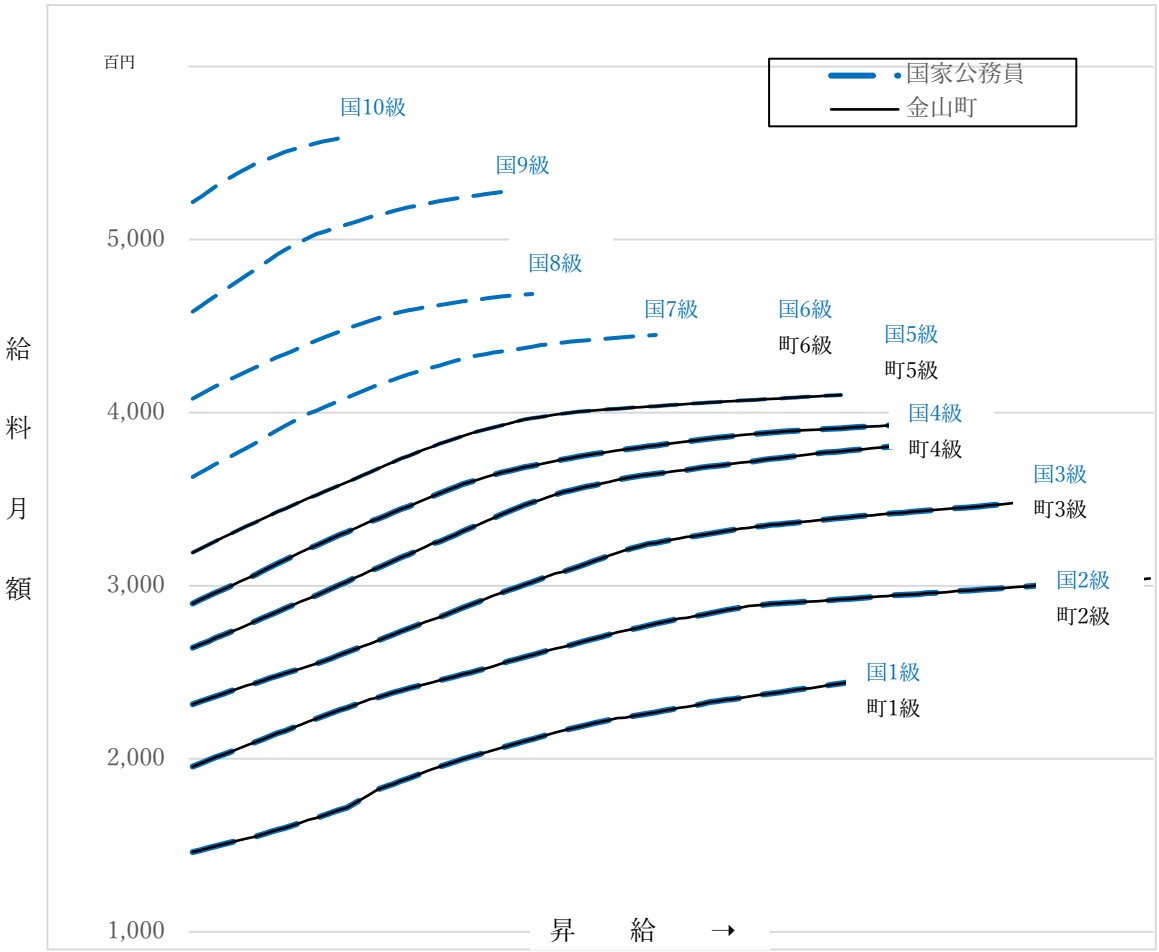

(3) 昇給への人事評価の活用状況（金山町）

令和２年４月２日から令和３年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町	山形県	国
１人当たり平均支給額（元年度） １，４６６千円	１人当たり平均支給額（元年度） １，７１３千円	－
（元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．６０月分　１．９０月分 （１．４５）月分（０．９０）月分	（元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．５５月分　１．８５月分 （１．４０）月分（０．９０）月分	（元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．６０月分　１．９０月分 （１．４５）月分（０．９０）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算　５～２０％ ●管理職加算　１５～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算　５～２０％ ●管理職加算　１０～２５％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（金山町）

令和２年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				○
	標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（２年４月１日現在）

金山町		国	
（支給率）	自己都合　勧奨・定年	（支給率）	自己都合　勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分　47.709月分	勤続３５年	39.7575月分　47.709月分
最高限度額	47.709月分　47.709月分	最高限度額	47.709月分　47.709月分
その他の加算措置 早期退職特別措置（2～45%加算）		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）	
1人当たり平均支給額	１７，０３０千円		

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当　（２年４月１日現在）

制度はありません

(4) 特殊勤務手当（２年４月１日現在）

支給実績（元年度決算）	２２，５５８千円
支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	１，３２６，９６５円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	１７．５％
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	索道維持管理に従事した職員	索道維持管理	0千円	月額2,500円
防疫等作業手当	防疫等作業に従事した職員	防疫等作業	0千円	日額300円
夜間看護手当	看護職員	夜間の看護業務	4,678千円	１回6,800円
研修手当	医師	医師の業務	9,600千円	月額400,000円
医師手当	医師	医師の研修	8,280千円	月額220,000円～420,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	１８，００５千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	２０９千円
支給実績（３０年度決算）	１５，２８０千円
職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）	１８２千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等6,500円	同		8,565千円	214,113円
住居手当	限度額27,000円	同		1,675千円	209,325円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使用限度額、距離区分	3,806千円	76,118円
管理職手当	30,000円～40,000円	異	金額	6,345千円	528,750円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤した場合	同		0千円	0円
単身赴任手当	定額（30,000円）＋加算額（6,000円～58,000円）	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	異	医師の宿直	60千円	30,000円
管理職員特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		0千円	0千円
寒冷地手当	月　7,360円～17,800円	同		6,323千円	63,865円
夜間勤務手当	１時間単価の25％	同		2,744千円	195,972円

５　特別職の報酬等の状況（２年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	５７４，０００円 （８２０，０００円）	８７０，０００円／３９６，０００円
	副市町村長	５５８，０００円 （６２０，０００円）	６５３，０００円／３６０，０００円
	教育長	５３５，０００円 （５７５，０００円）	－　円／　－　円
報酬	議長	３１０，０００円	４３２，０００円／２００，０００円
	副議長	２５０，０００円	３１６，０００円／１６８，０００円
	議員	２３０，０００円	３０１，０００円／１５０，０００円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（元年度支給割合） ３．３５月分	
	議長 副議長 議員	（元年度支給割合） ３．３５月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	市区町村長	820,000円×在職月数×100分の56.7	22,317,120円　任期毎又は通算
	副市町村長	620,000円×在職月数×100分の33.1	9,850,560円　任期毎又は通算
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和元年	職員数 令和2年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務企画	１９	２０	1	計画策定等の業務増加に伴う増
		税務	5	5		
		労働				
		農水	8	8		
		商工	2	2		
		土木	5	6	1	課内業務の統合等により業務増
		民生	7	6	△1	事業縮小に伴う減（保育士）
		衛生	6	7	1	子どもの支援等のため保健師増
		計	５３	５５	2	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　101.74人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　110.29人）
	教育部門		１３	１２	△1	事業の見直しに伴う事務統合による減
	小計		６６	６７	1	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　123.94人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　132.73人）
公営企業等会計部門	病院		２２	２０	△2	退職に伴う減
	水道		2	2		
	交通					
	下水道		1	0	△1	課内業務の統合等による業務減
	その他		8	7	△1	事務の見直しに伴う事務統合による減
	小計		３３	２９	△4	
合計			９９ ［１０５］	９６ ［１０５］	△３ ［０］	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　177.58人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（２年４月１日現在）

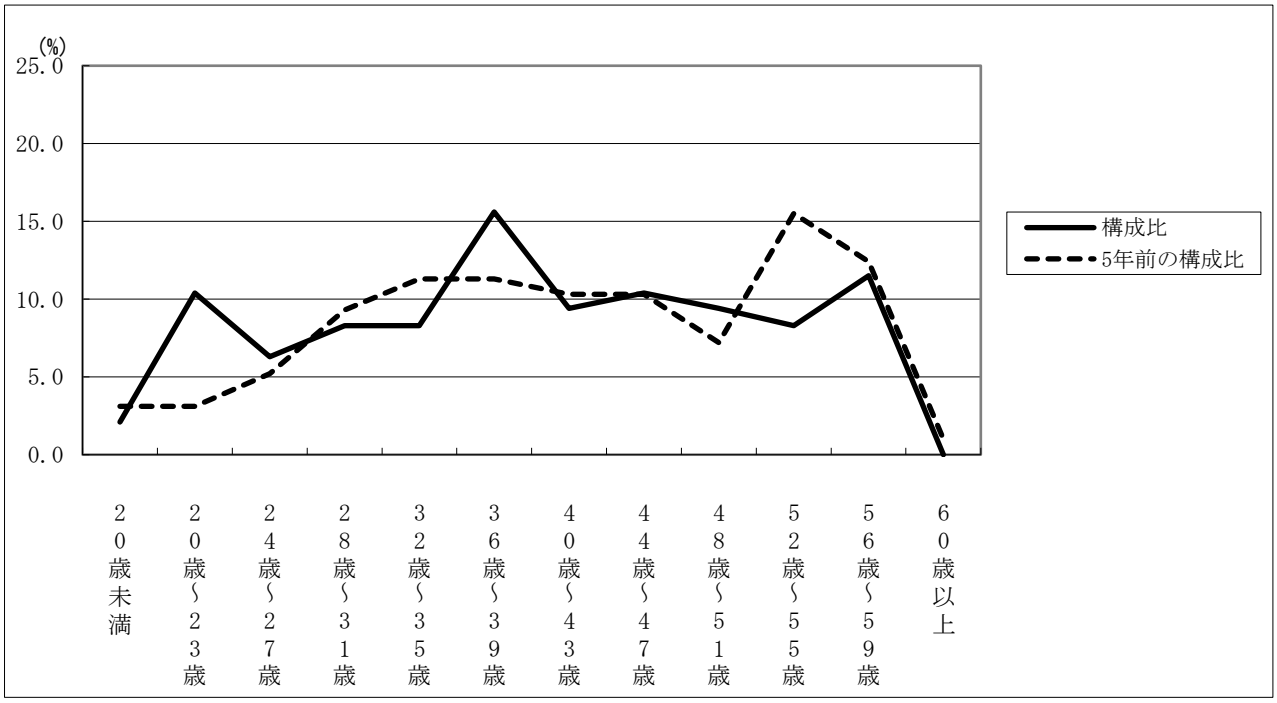

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	6人	8人	8人	15人	9人	10人	9人	8人	11人	0人	96人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度／部門別	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	53	53	52	53	53	55	2(3.8%)
教育	13	13	13	12	13	12	△1(△7.7%)
消防							(%)
普通会計計	66	66	65	65	66	67	1(1.5%)
公営企業等会計計	31	31	30	32	33	29	△2(△6.5%)
総合計	97	97	95	97	99	96	△1(△1.0%)

（注）１ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２ 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

７　公営企業職員の状況

注）職員数が2名であるため、個人情報保護の観点から一部標記しておりません。

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 30年度の総費用に占める職員給与比率
元年度	千円 184,720	千円 5,869	千円 ※	% ※	% ※

（注）平成３０年度は、資本勘定支弁職員はおりません。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
元年度	人 2	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 6,958

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、２年３月３１日現在の人数である。

イ 特記事項

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
金山町	※歳	※円	※円
団体平均	43.5歳	361,318円	578,084円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金山町（水道事業）	金山町（普通会計ほか）
１人当たり平均支給額（元年度） ※千円	１人当たり平均支給額（元年度） １，４６６千円
（元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．６０月分　１．９０月分 （１．４５）月分　（０．９０）月分	（元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．６０月分　１．９０月分 （１．４５）月分　（０．９０）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算　５～１５％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（２年４月１日現在）

金山町（水道事業）		金山町（普通会計ほか）	
（支給率）	自己都合　勧奨・定年	（支給率）	自己都合　勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分　47.709月分	勤続３５年	39.7575月分　47.709月分
最高限度額	47.709月分　47.709月分	最高限度額	47.709月分　47.709月分
その他の加算措置	早期退職特別措置（2～45%加算）	その他の加算措置	早期退職特別措置（2～45%加算）
1人当たり平均支給額	※	1人当たり平均支給額	１７，０３０千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 （２年４月１日現在）

制度はありません

エ 特殊勤務手当（２年４月１日現在）

支給実績（元年度決算）	※千円
支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	※円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	※％
手当の種類（手当数）	1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	塩素使用の作業に従事した職員	塩素使用作業	※千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	※千円
職員１人当たりの平均支給年額（元年度決算）	※千円
支給実績（３０年度決算）	※千円
職員１人当たりの平均支給年額（30年度決算）	※千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等6,500円	同		※千円	※円
住居手当	限度額27,000円	同		※千円	※円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	同		※千円	※円
管理職手当	30,000円～40,000円	同		※千円	※円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤した場合	同		※千円	※円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	同		※千円	※円
管理職特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		※千円	※円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		※千円	※円
夜間勤務手当	１時間単価の25％	同		※円	※円